

兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 兵庫県におけるアルコール健康障害対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る必要な事項の検討に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

（任期）

第4条 委員会の任期は、平成31年3月31日までとする。

（会長）

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、欠席する委員は会議が開催される前に、委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者（以下、「特別委員」）の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第8条 委員（県の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

3 第6条第4項の規定に基づき、特別委員が会議に出席したときは、特別委員に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、代理人及び特別委員が会議に出席したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44条）及び「旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務級の法定基準（昭和61年1月9日人第543号）」の規定に基づく旅費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉局障害福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部障害福祉局障害福祉課長が招集する。

兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会委員

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------|-----------------------|------------|
| 曾良 一郎 | 神戸大学大学院教授 | 会長 |
| 西口 修平 | 兵庫医科大学教授（副学長） | |
| 山本 訓也 | 公益財団法人復光会垂水病院長 | |
| 葛山 秀則 | 兵庫県立ひょうごこころの医療センター副院長 | |
| 足立 光平 | 一般社団法人兵庫県医師会副会長 | |
| 長尾 卓夫 | 一般社団法人兵庫県精神科病院協会会長 | |
| 千郷 雅史 | 兵庫県精神神経科診療所協会会長 | |
| 成田 康子 | 公益社団法人兵庫県看護協会会長 | |
| 北岡 祐子 | 一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会会長 | |
| 柳 尚夫 | 兵庫県保健所長会監事 | 豊岡健康福祉事務所長 |
| 亀田 龍昇 | 兵庫県民生委員児童委員連合会長 | |
| 柏野 好央 | 兵庫県断酒連合会長 | |
| 三橋 敏弘 | 兵庫県小売酒販組合連合会長 | |
| 箱崎 孝治 | 兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会長 | |